

『刈払機取扱作業安全衛生教育講習』受講料金助成のご案内

千葉県障害者就労事業振興センターでは、日頃より様々なお仕事のマッチングを行っておりますが、中でも除草作業の依頼が年々増加傾向にあります。しかしながら、広範囲の除草作業においては刈払機が取り扱える事業所が限られており、現状、そのようなニーズに十分対応できておりません。

さて、この「刈払機」ですが、刈刃への接触による事故や長時間継続使用による振動障害等の事故を防止するために、刈払業務従事者には特別教育に準じた『刈払機（草刈機）取扱教育』を推進することとされています。振興センターでは『刈払機取扱作業安全衛生講習』の受講料の一部を補助させていただくことで、多くの皆さまに刈払機の適正な使用方法を身につけていただき、受注に繋がりたいと考えております。

特に振興センター会員事業所の皆さまにおかれましては、費用面で大変お手頃となります。非会員事業所の皆さまにおかれましては、この機会に入会をご検討いただければ幸いです。

I. 助成対象者

刈払機を使用している、または除草作業の取り組みを検討中の障害者就労事業所の職員・利用者

II. 対象となる講習会

【講習種類】刈払機取扱作業安全衛生教育講習

【会場】千葉県木材市場協同組合（東金市山田800）2F多目的ホール

【日程】	月日	7/13	8/3	9/11	10/9	11/4	※今年度の助成対象は5回となります
	曜日	(月)	(月)	(金)	(金)	(水)	
	時間	09:00～16:20（8:50までに集合）					



III. 申込要項

【申込方法】▶Googleフォーム（以下のURL）にてお申し込みください。

☞ <https://forms.gle/8MjDGQBZit1nHC7o6>

▶お申し込みの際、下記【注意事項】を必ずご確認ください。

【募集定員】▶各回定員10名といたします。

▶各回1事業所あたり3名までをお願いします。

【応募締切】▶希望する受講日の1カ月前までにお申し込みください。

【注意事項】▶利用者につきましては職員の方と同日でお申し込みください。

▶4名以上のお申込みをご希望の場合は、振興センター／遠藤・高梨までお問い合わせください。

▶助成申請フォーム受領後、『受講申込書』をメールで送信いたします。

▶受講人数が確定後に、合算金額（受講費用×受講者数）で事業所宛に請求書を発行いたしますので期日までにお振込みください。尚、振込手数料はご負担願います。

▶請求書の宛名や金額内訳等、ご指定がある場合は事前にお知らせください。

▶受講途中で退席（帰宅）された場合、受講料の返金および修了証の発行はできません。

▶一般の方と同時受講となるため、満員または講習日の変更をお願いする場合があります。



IV. 費用

【会員事業所】受講料：通常（1人）14,000円のところ→7,000円

【非会員事業所】受講料：通常（1人）14,000円のところ→11,000円

V. 入会のご案内

この機会に振興センター会員へのご入会をご検討ください。

【入会案内】振興センターHP ☞ https://www.jusan-kassei.or.jp/wp-content/uploads/outline_0165.pdf

【入会申込書】振興センターHP ☞ https://www.jusan-kassei.or.jp/wp-content/uploads/outline_pdf001.pdf

VI. 講習会のプログラム

【プログラム】▶学科（座学）教育：5時間

〔刈払機・作業に関する知識、点検・整備に関する知識、振動障害に関する知識、法令等〕

▶実技教育：1時間

〔刈払機の取扱い、作業の方法、刈払機の点検・整備の方法等〕

VI. お問い合わせ

特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター（千葉市中央区要町12-8）／担当：遠藤・高梨

TEL：043-202-5367 MAIL：juchu.chiba@jusan-kassei.or.jp